

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十月十四日

岡山県知事 石 井 正 弘

#### 一 届出事項の概要

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 わたなべ生鮮館城東店

所在地 岡山市中尾字尺藤二七三番地一ほか

##### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社わたなべ生鮮館

住所 岡山市福富東二丁目三二番三八号

代表者の氏名 代表取締役 渡辺 利治

##### 3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗の名称 城東 S S M

(2) 大規模小売店舗の所在地 岡山市中尾字腰巻二八七ほか

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社わたなべ生鮮館他七社

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二千七百八十平方メートル

(5) 駐輪場の位置及び収容台数 七十八台

(6) 荷さばき施設の位置及び面積 四百二十一・八七平方メートル

(変更後)

(1) 大規模小売店舗の名称 わたなべ生鮮館城東店

(2) 大規模小売店舗の所在地 岡山市中尾字尺藤二七三番地一ほか

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社わたなべ生鮮館他八社（セガミメディクス株式会社を追加するものである。）

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 三千六百八十一平方メートル

(5) 駐輪場の位置及び収容台数 百三台

(6) 荷さばき施設の位置及び面積 四百三十九・八七平方メートル

##### 4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 平成十五年九月三十日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者、大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐輪場の位置及び収容台数並びに荷さばき施設の位置及び面積

平成十六年四月一日

二 届出年月日

平成十五年九月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十五年十月十四日から平成十六年二月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課  
及び岡山市役所